

既に所持している免許状に新教育領域を追加する方法（法5条の2第3項）

(1) 特別支援教育科目の修得により、新教育領域を追加する場合

(施行規則第7条第4項)

①必要単位数

追加しようとする領域	追加の定めを受けようとする免許状	
	一種免許状	二種免許状
視覚障害者に関する教育の領域	8 心理等に関する科目：1単位以上 教育課程等に関する科目：2単位以上 を含む	4 心理等に関する科目：1単位以上 教育課程等に関する科目：1単位以上 を含む
聴覚障害者に関する教育の領域	8 心理等に関する科目：1単位以上 教育課程等に関する科目：2単位以上 を含む	4 心理等に関する科目：1単位以上 教育課程等に関する科目：1単位以上 を含む
知的障害者に関する教育の領域	4 心理等に関する科目：1単位以上 教育課程等に関する科目：2単位以上 を含む	2 心理等に関する科目：1単位以上 教育課程等に関する科目：1単位以上 を含む
肢体不自由者に関する教育の領域	4 心理等に関する科目：1単位以上 教育課程等に関する科目：2単位以上 を含む	2 心理等に関する科目：1単位以上 教育課程等に関する科目：1単位以上 を含む
病弱者（身体虚弱者を含む。）に関する教育の領域	4 心理等に関する科目：1単位以上 教育課程等に関する科目：2単位以上 を含む	2 心理等に関する科目：1単位以上 教育課程等に関する科目：1単位以上 を含む

〔施行規則第7条第1項表備考第2号、同条第4項〕

◇ 追加しようとする領域に係る各単位は、中心となる領域として修得した単位のみ有効。

(2) 在職年数と特別支援教育科目の修得により、新教育領域を追加する場合

(施行規則第7条第6項)

①在職年数

	専修・一種免許状	二種免許状
最低在職年数 1年	当該免許状に定められている特別支援教育領域又は追加の定めを受けようとする新教育領域を担当する教員としての勤務年数に限る。	小学校、中学校、高等学校、幼稚園、義務教育学校又は中等教育学校の教員としての勤務年数を含む。

②必要単位数

追加しようとする領域	追加の定めを受けようとする免許状	
	一種免許状	二種免許状
視覚障害者に関する教育の領域	4 心理等に関する科目：1単位以上 教育課程等に関する科目：1単位以上 を含む	2 心理等に関する科目：1単位以上 教育課程等に関する科目：1単位以上 を含む
聴覚障害者に関する教育の領域	4 心理等に関する科目：1単位以上 教育課程等に関する科目：1単位以上 を含む	2 心理等に関する科目：1単位以上 教育課程等に関する科目：1単位以上 を含む
知的障害者に関する教育の領域	2 心理等に関する科目：1単位以上 教育課程等に関する科目：1単位以上 又は 教育課程等に関する科目：1単位以上 心理等に関する科目及び教育課程等に関する科目の内容を含む科目 1単位以上を含む	1 心理等に関する科目及び教育課程等に関する科目の内容を含む科目 1単位以上を含む
肢体不自由者に関する教育の領域	2 心理等に関する科目：1単位以上 教育課程等に関する科目：1単位以上 又は 教育課程等に関する科目：1単位以上 心理等に関する科目及び教育課程等に関する科目の内容を含む科目 1単位以上を含む	1 心理等に関する科目及び教育課程等に関する科目の内容を含む科目 1単位以上を含む
病弱者（身体虚弱者を含む。）に関する教育の領域	2 心理等に関する科目：1単位以上 教育課程等に関する科目：1単位以上 又は 教育課程等に関する科目：1単位以上 心理等に関する科目及び教育課程等に関する科目の内容を含む科目 1単位以上を含む	1 心理等に関する科目及び教育課程等に関する科目の内容を含む科目 1単位以上を含む

◇ 追加しようとする領域に係る各単位は、中心となる領域として修得した単位のみ有効。